

東京都医療安全支援事業実施要綱

平成 19 年 3 月 29 日18 福保医安第 974 号
一部改正 平成 24 年 5 月 2 日24 福保医安第 97 号
一部改正 平成 28 年 10 月 21 日28 福保医安第 737 号

(目的)

第 1 医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 6 条の 9 及び第 6 条の 13 に基づき、都内の医療安全確保対策を総合的に推進し、患者及び都民の医療に対する信頼を確保することを目的として、医療に関する患者及び都民の相談に対応し、医療機関等に対する助言、情報提供及び研修、患者及び都民に対する情報提供及び意識啓発を図る等の医療安全支援事業を実施する。

(事業の実施施設)

第 2 医療安全支援事業を実施する施設を医療安全支援センターとし、医療政策部医療安全課に東京都医療安全支援センター（以下「都センター」という。）を、西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所にそれぞれ都保健所医療安全支援センター（以下「都保健所センター」という。）を置く。

2 都保健所センターの名称及び所管地域は別表のとおりとする。

(事業内容)

第 3 都センターは、次に掲げる事業を行う。

- 一 医療安全推進協議会を設置し、都における医療安全支援事業及び都センターの運営方針について協議する。
- 二 都保健所センターの業務に従事する職員の資質の向上を図るため、研修を実施する。
- 三 都保健所センターを適切に運営するため、医療安全の推進に係る情報提供、調整等を行う。
- 四 島しょ保健所の所管する地域における医療安全の推進に係る情報提供、医療安全に関する普及・啓発を目的とした研修を実施する。
- 五 都内の病院に対して、医療安全に関する普及・啓発を目的とした研修を実施する。
- 六 都内の医療機関等に関する相談・苦情に対応するため、患者の声相談窓口を設置し、運営する。
- 七 その他、都内における医療安全の推進のために必要な支援を行う。

2 前項第 2 号及び第 3 号に掲げる事業は、特別区及び保健所設置市が法に基づき設置する医療安全支援センターに対しても実施するものとする。

3 都保健所センターは、次に掲げる事業を行なう。

- 一 地域保健医療協議会設置要綱（14 健地政第 933 号平成 15 年 4 月 1 日局長決

定)に基づき、都保健所センターを設置する各保健所が設置している地域保健医療協議会の分科会として医療安全推進分科会を設置し、所管する地域における医療安全支援事業及び当該センターの運営方針を協議する。

- 二 各都保健所センターが所管する地域の医療機関に関する相談・苦情に対応するため、患者の声相談窓口を設置し、運営する。
- 三 各都保健所センターが所管する地域の医療機関等の医療安全担当者及び患者相談窓口担当者に対して、医療安全の推進に係る情報提供、助言、調整等を行う。
- 四 各都保健所センターが所管する地域の医療機関及び住民に対して、医療安全に関する普及・啓発を目的とした研修を実施する。
- 五 その他、管内における医療安全の推進のために必要な支援を行う。

(補則)

第4 第1から第3までに掲げるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、医療政策部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日に遡及して施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日に遡及して施行する。

別 表

保健所	名 称	所 管
西多摩保健所	西多摩保健所 医療安全支援センター	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
南多摩保健所	南多摩保健所 医療安全支援センター	日野市、多摩市、稲城市
多摩立川保健所	多摩立川保健所 医療安全支援センター	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市
多摩府中保健所	多摩府中保健所 医療安全支援センター	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市
多摩小平保健所	多摩小平保健所 医療安全支援センター	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市